

その他業務委託

評価手順書(加点方式)

2026年2月

公益社団法人福島相双復興推進機構

本書は、被災事業者自立支援に係る、復興コンサルタント、外部専門家、内部専門家以外の業務の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1. 1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1. 2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される技術点のうち、基礎点項目の要件を全て満たしていること。

1. 2 総合評価点の計算

総合評価点は、以下の式により計算する。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}}$$

技術点：基礎点 + 加点

価格点：以下の通りとする

第一順位 : 95 点

第二順位以降：第一順位者との見積額差率を 95 点に乘じ算出

第二順位以降価格点 = 95 点 × (第一順位見積額 ÷ 対象見積額)

*技術点の配分と価格点の配分は、2 : 1 とする。

*技術点及び価格点は小数点以下切捨てとする。

1. 3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を 190 点、価格点の配分を 95 点とする。

技術点	190 点
価格点	95 点

第2章 評価の手順

2. 1 基礎点評価

基礎点は、「評価項目一覧」のとおり設定されており、各評価項目の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は 0 点となる。各評価項目の要件を一つでも満たさない場合、その応札者は不合格となる。なお、基礎点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」にて「評価の観点」として示している。

2. 2 加点評価

加点は、「評価項目一覧」のとおり設定されており、加点を評価する際の観点に沿つて評価を行う。なお、加点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」にて「加点評価の観点」として示している。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ② 「2. 2 加点評価」により与えられる技術点